(2)　雇用創出計画の期間（(3)において「計画期間」という。）内に、次の(i)から(iii)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数以上の者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(i)　六十歳以上の者　一人

(ii)　四十歳以上六十歳未満の者　二人

(iii)　四十歳未満の者　三人（四十歳以上六十歳未満の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては、二人）

(3)　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する生涯現役起業支援コース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（(4)において「基準期間」という。）において、(2)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(4)　(2)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(5)　(2)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める額

イ　第一号イ(1)の法人の代表者又は同号イ(2)の個人事業主が六十歳以上の場合　雇用創出計画に基づく募集及び採用並びに教育訓練に要した経費（人件費を除く。ロにおいて「助成対象経費」という。）の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

ロ　イに掲げる場合以外の場合　助成対象経費の二分の一に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

7　前項第一号に該当する事業主が、同項の生涯現役起業支援コース奨励金の支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合にあつては、同項第二号に定める額に加え、同項の規定により支給した額の総額に四分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

8　（略）

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　事業主又は事業主団体に対して、両立支援等助成金を支給すること。

二～十　（略）

十一　妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した被保険者等（法第六十二条第一項に規定する被保険者等をいう。以下この条及び第百三十八条第九号において同じ。）の雇用の継続又は再就職の促進その他の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。

十二～十五　（略）

6　（略）

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　事業主又は事業主団体に対して、両立支援等助成金を支給すること。

二～十　（略）

十一　妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した被保険者等（法第六十二条第一項に規定する被保険者等をいう。以下この条及び第百三十八条第九号において同じ。）の雇用の継続又は再就職の促進その他の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。

十二～十五　（略）

（削る）